

の訓練と備えが命を守る

災害から身を守るための大切なことは、災害が起こりそうな場所から早めに避難することです。

日ごろから、落ち着いて行動できるように避難場所と避難経路を確認しておき、災害情報に普段から耳を傾ける習慣をつけ、危険を感じたり、避難指示等があったときは、貴重品や非常持ち出し品を持って安全な場所へ避難できるように、緊急の場合に備えましょう。

避難するときは、単独での行動はなるべく避け、となり近所の人と協力しながら安全な場所に避難しましょう。

なお、高齢者や体の不自由な人「災害時要援護者」は、避難情報が出てからでは避難行動が間に合わないこともあります。となり近所で協力し合って避難させることができます。できるような体制づくりをしておきましょう。



これからの時期、台風や長雨による浸水、土砂災害等が心配される季節を迎えます。これは「いつ、どこで」発生するかわかりません。



伊佐市災害情報メール

緊急の災害や避難情報を、皆さんの携帯電話にメールで配信できます。

市では、地震や台風などの気象情報や災害発生などの緊急情報を、市民の皆さまにいち早くお知らせするために、「伊佐市災害情報メール」の配信を行っています。このメールを受信するためには、あらかじめ登録が必要となりますので、携帯電話から次の方法でご登録ください。

登録方法

①携帯電話から次のURLに接続してください。

<http://www.isa.kagosima.jp/mobile/>

QRコードを読み取ることができる場合は利用してください。



②会員登録をクリックしてください。

③メールアドレス入力欄へメールアドレスを入力し、登録ボタンをクリックしてください。

④登録後、入力したメールアドレスに「登録完了のメール」が届き、登録が完了します。

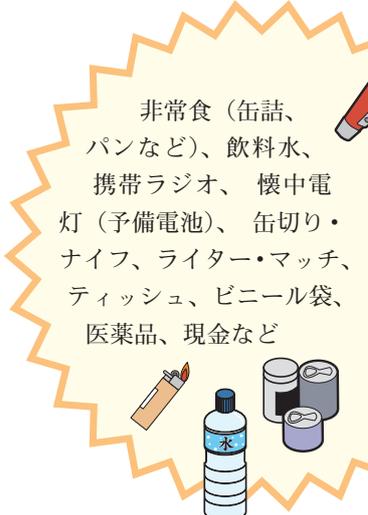
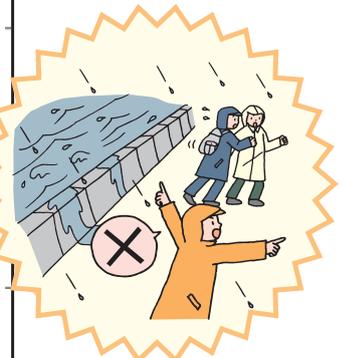
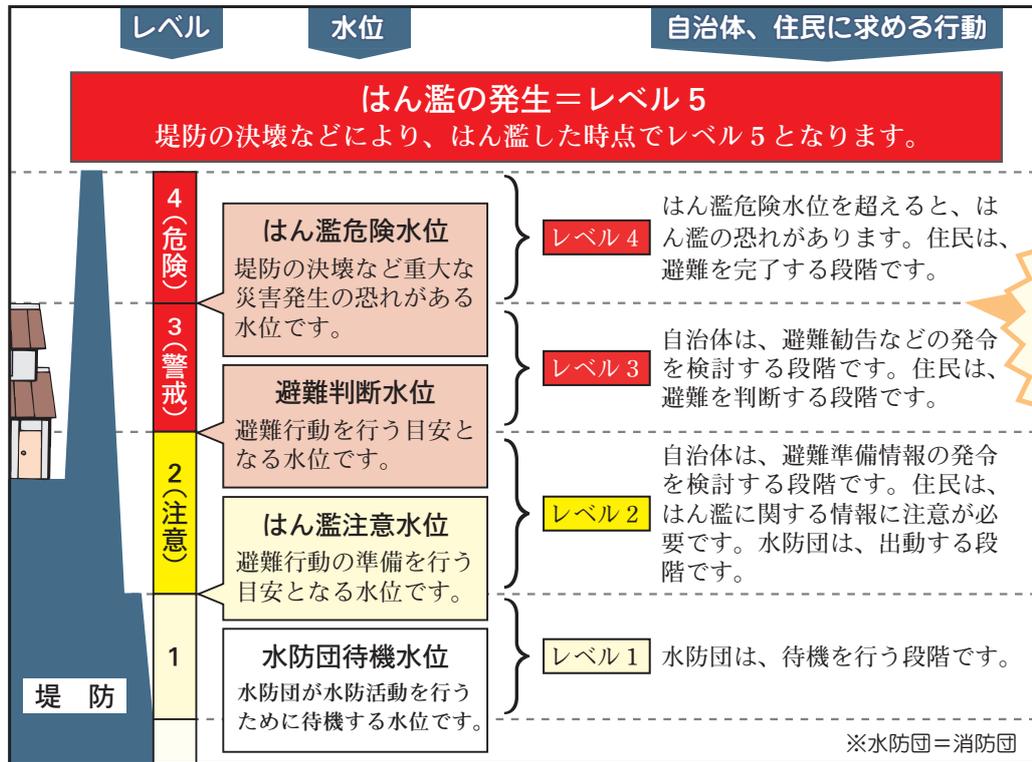
※メールの受信・拒否設定をしている人は、登録する前に「isa.kagosima.jp」というドメインを受信可能にしてください。

『メールの受信拒否設定』 をしている人へ

市では、“伊佐市災害情報メール”のドメインを「大口市ドメイン」から「伊佐市ドメイン」へ移行作業を行っています。『メールの受信拒否設定』をしている人は、7月までに「伊佐市ドメイン」(isa.kagosima.jp)を「受信可能」に変更しない場合、“伊佐市災害情報メール”を受信できなくなります。ご注意ください。

※すでに登録済みで受信拒否設定をしていない人は、「伊佐市ドメイン」に自動移行されますので、再登録などの操作をする必要はありません。

各水位に応じた危険度レベルの設定



非常食（缶詰、パンなど）、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯（予備電池）、缶切り・ナイフ、ライター・マッチ、ティッシュ、ビニール袋、医薬品、現金など

	観測所明	零点高 (m)	水位 (m)				計画高水位
			水防団待機 (指定)	はん濫注意 (警戒)	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
川内川	真幸	214.40	2.40	3.30	4.00	4.70	5.75
	栗野橋	179.60	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15
	宮之城	19.00	3.70	4.90	6.10	7.30	8.74
	川内	0.00	4.20	4.70	5.10	5.60	6.99
羽月川	花北	164.90	4.30	5.10	6.20	7.00	7.50
隈之城川	川内	0.00	4.20	4.70	5.10	5.60	6.99
長江川	真幸	214.40	2.40	3.30	4.00	4.70	5.75

豪雨

集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことです。狭い地域で突発的に降るため予測は困難です。気象情報（雨量）などに注意して自主的な避難を心がけ、また、市役所からの避難勧告などがあった場合は、速やかに避難しましょう。

土砂災害は、雨が1時間に20ミリ以上降ったり、降り始めからの雨量が100ミリを超えたりしたときは危険信号とされています。家の周辺の山やがけに危険な前兆現象がないか確認し、災害発生の恐れを感じたら、早めに安全な場所へ移動しましょう。また、土砂災害は、雨が降り止んだ後でも発生する恐れがありますので注意しましょう。

〈がけ崩れ前兆〉
 ○がけからの水が濁る。
 ○がけに亀裂が入る。
 ○がけから音がする。

〈地すべり前兆〉
 ○地面にひび割れができる。
 ○井戸や沢の水が濁る。
 ○斜面から水が噴き出す。
 ○建物や電柱、樹木が傾く。

〈土石流前兆〉
 ○川が濁ったり、流木が流れる。
 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
 ○山鳴りがする。



一覧表の避難所以外に各自治会で定められた場所も避難場所になります。

ただし、自治会指定避難所に避難された場合は、市役所へ人員等の報告の必要があります。



伊佐市 避難施設一覧表

地区名	避難場所	電話番号
市内全域	大口元気こころ館(福祉避難所)	㉓ 2361
大口	大口ふれあいセンター	㉒ 1613
	大口小学校	㉒ 0349
	大口生活改善センター	㉒ 8413
	元町青少年会館	
	大口東青少年センター	㉒ 0263
牛尾	牛尾小学校	㉒ 0264
山野	山野基幹集落センター	㉒ 0407
	十曾フレンドハウス	㉒ 0959
山野西	旧山野西小学校	㉑ 3451
平出水	平出水「いなほ館」	
羽月	羽月地区公民館	㉒ 0355
	大口南中学校	㉒ 2125
羽月北	羽月北小学校	㉒ 3114
羽月西	羽月西青少年センター	㉒ 2111
曾木	曾木小学校	㉕ 1152
	西太良地区コミュニティセンター	㉕ 1121
針持	針持青少年センター	㉕ 1140
布計	布計地区多目的集会施設	
川北・前目・川南	菱刈中学校	㉔ 0047
	菱刈小学校	㉔ 0010
下手・前目・徳辺	ふるさといきがいセンター	㉔ 3000
	田中小学校	㉔ 0029
市山・花北・田中・重留	田中ふるさと館	㉔ 5288
	本城小学校	㉔ 0054
南浦・荒田	本城校区集会施設	㉔ 4639
	湯之尾小学校	㉔ 0114
川北	湯之尾校区公民館	㉔ 4261
前目	菱刈人権文化センター	㉔ 4185
永池	南永小学校	㉔ 3980
五色・新川・弓掛・新拓	新川地区集落センター	
山田・大山口・山田中原	菱刈ひまわり館	

※福祉避難所とは、避難をした際に手助けが必要な人が避難する場所です。

◎市ホームページ
「緊急のお知らせ」
(トップページ中央)

◎携帯電話などのメールによる
災害情報の配信
<http://www.isa.kagosima.jp/mobile/>
(2頁伊佐市災害情報メール)



避難情報の種類

① 避難準備情報

「災害時要援護者」で、避難に時間を要する人に避難を始めたらうとときに発表する情報
ガスなどの火元を消し、非常持ち出し品を準備するなど避難の準備を整え、早めの支援が必要な高齢者や乳幼児、体の不自由な人などの避難を開始してください。

② 避難勧告

災害が発生する恐れがあり、皆さんに避難を始めてもらうときに発表する情報
準備した持ち出し品をもち、指定された避難所、安全な場所へ速やかに避難を開始してください。避難の際は、崖崩れや浸水箇所には注意してください。

③ 避難指示

災害の発生の危険が非常に高く、すぐに避難を始めてもらうときに発表する情報
災害の危険性が高くなっていますので、一刻も早い避難が必要です。関連機関の指示に従って、避難を開始してください。



地域での防災活動に参加!

大規模な災害の場合には、防災関係機関による活動が困難になる場合も考えられます。地域ごとに自主防災組織の活動を積極的に進め、日ごろから訓練などに参加しましょう。

耕地災害が発生したら・・・

農地、農道、用排水路、ため池、井堰等の点検や整備は大丈夫ですか。危険箇所の点検・整備に心がけ未然に災害を防ぎましょう。

もし農地・農業用施設の災害が発生したら、次のとおり申請してください。

◆耕地災害の申請について

①地元から連絡を受け、災害調査員（市職員）が現地調査を行います。

※調査個所には、**黄色の布**を現地に表示します。

②調査員の報告に基づき市農政課耕地係の職員が現地調査を行い、公共災害に該当するか判定を行います。

○公共災害に該当する場合・・・現地に**赤色の布**を表示

○災害に該当しない場合・・・現地に**白色の布**を表示

※当事者で現地の確認（災害に該当したか）をしてください。

③災害に該当した箇所（現地に赤色の布が表示してある箇所）は次のように申請してください。

○「耕地災害復旧工事申請書」を市農政課耕地係へ提出してください。申請書の提出がない箇所については災害復旧事業の申請ができません。

〈申請書がある場所〉

- ・市役所市民課、市総務課交通消防防災係（大口庁舎）
- ・市地域総務課、市農政課耕地係（菱刈庁舎）
- ・市内各土地改良区
- ・各コミュニティ協議会事務局

④農地災害については、関係（受益）者からの工事負担金が必要となります。

※負担金は国の補助率により異なります。

◆公共災害復旧事業として国の補助事業に申請できる主な要件

- ①異常な天然現象（大雨等）で被災を受けている場合（雨量等の基準があります）
 - ②被害が事業費で40万以上の場合
 - ③日常の維持管理が行われていること
 - ④農業用施設の場合、受益戸数が2戸以上であること
 - ⑤被災地の登記（現況）地目が農地（田・畑）及び農業用施設（水路・道路等）であること
- 不明な点がございましたら担当課にご連絡ください。

問い合わせ先 市農政課耕地係（菱刈庁舎）

☎②31311 ④2251・2252

◎広報車（消防車）による伝達



市職員

自治会長

◎有線放送・電話・特使等による伝達

◎サイレンによる伝達

「火災の場合」



→（くりかえし）

「避難勧告の場合」



◎関係者の直接口頭・拡声器・鐘による伝達

避難勧告等の伝達方法

問い合わせ先
市総務課交通消防防災係

☎②31311 ④11118